

預金保険法第 80 条に基づく報告書（補遺）

平成 14 年 5 月 22 日

信用組合京都商銀

金融整理管財人

はじめに

信用組合京都商銀（以下「京都商銀」という。）は、平成13年4月20日、預金保険法第74条第5項に基づき、「業務及び財産の状況に照らし、当組合の財産をもって預金等債務を完済することができない」旨の申出を行い、同日、預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人（以下、「管財人」という。）は、同日付で金融庁長官より預金保険法第80条に基づき、「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画」の作成命令を受け、直ちに、京都商銀がかかる事態に立ち至った経緯等について調査し、平成13年9月18日に金融庁長官に報告書を提出いたしました。

本報告書は、管財人が、預金保険法第83条に基づき京都商銀の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

第1 京都商銀経営責任解明委員会の設置と活動について

- 1 京都商銀管財人は、当組合旧役員の経営上の責任を解明するため平成13年5月29日標記委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、2名の弁護士を委員に委嘱し、管財人補佐人を補助者としながら、責任解明に当たった。
- 2 また、委員会の調査活動とは別に、管財人の業務遂行の過程で検討の必要を感じた旧役員の行為についても報告し、見解を述べる。

第2 委員会の調査結果について

- 1 標記に関する委員会の調査結果によれば、旧役員の行為については、組合員に対する配当について責任追及の可能性はあるが、貸付について現時点では責任追及すべき案件は確認されていない。
- 2 当管財人が同委員会の調査内容等をふまえ、かつ資料を精査した結果は、以下のとおりである。

すなわち、大口貸付先について、法令に定める限度額を超える貸付がみられ、それらのうちのいくつかは現時点において不良債権化しており、それが当組合破綻の一因をなしているが、当該債権の各貸付時点において無担保であったとか、著しく担保力を毀損していたとかという事情は窺えない。なお、バブル期における貸付につきなんらかの違法不当な行為があつたとしても、現時点ではそれは時効にかかっているもので、バブル期にお

ける貸付につき法的責任を追及することは難しいと判断される。又それらの大口貸付先に対し、バブル崩壊により不動産の価値が下落し不動産担保が大きく毀損し始めてのちに行われている貸付があるが、それらのほとんど全ては利息の追貸しで、貸付金は結局は当組合に還流しており、バブル崩壊以後の貸付が当組合に損害を与えたとまではいい難い。結局バブル崩壊後大口債権者に対しかかる貸付が行われたのは、当該債権が利息不払いとなることによって不良債権として顕在化することを防ぐためであった。大口債権で不良債権化したものについて、利貸し・担保預金取崩等による利息支払いが行われているのは、要するに「不良債権隠し」「破綻回避」のためであったとみられる。

そして、平成12年11月の当局検査によって大口債権の一部につき上記の手法による「不良債権隠し」が行われていることが明るみに出、そのことが主たる原因となって債務超過が明らかとなり、破綻にいたったものである。

以上、現時点までの調査によれば、旧役員が行った貸付において、民事上、刑事上の法的責任を追及すべき案件は確認されていない。

しかしながら、調査結果によれば、当組合は、遅くとも平成12年3月の時点では実質的に大幅な赤字決算であったことから、配当可能利益がなく、同時点で組合員に対して配当すべきでなかったのに配当した点で背任罪の成立する可能性を否定できない。又、違法配当は上記利息追貸し等の「不良債権隠し」による破綻隠ぺいと同じ手段でもあり、旧役員の責任回避の一つの方法であったと評すべきで、金融機関の経営者としての倫理に欠ける行為であり、社会的に非難すべき側面も否定しえず、法的責任の追及について更なる検討が必要と思われる。

3 旧常勤理事に対する貸付残高は債権者数にして1名、貸付残高計358万円であるが、この貸付において、今までのところ格別問題とすべきものは見当たらなかった。非常勤理事に対する貸付は債権者数にして13名、貸付残高計約19億8,800万円であるところ、うち1名(貸付残高1億5,489万7,247円)については破綻懸念先となっているが、その貸付実行の時点では相当な担保設定が行われており、貸付自体に法律上問題とすべき点は現時点では見当たらなかった。その他の非常勤理事に対する貸付について、問題とすべきものは確認されていない。

旧理事の親族に対する貸付についても、自己査定の時点で名寄せを行ったときに調査したが、今までのところ格別問題とすべきものは見当たらなかった。

第3 総括

以上のとおりであり、旧役員の貸付は、大口貸付先について、法令に定める限度額を超える貸付が行われているものがみられるが、当初の貸付時点においては一応それ相当の担保を徴求しており、又仮になんらかの違法行為があったとしても時効の壁が存在し、現在までのところ民事上及び刑事上の責任を追及するには至っていない。結局当組合の破綻は、不動産を担保とした大口貸付がバブル崩壊によって不良債権化していったことが主たる原因であるとみられる。旧役員は、大口貸付先が、一旦不良債権化したあとは、利貸し又は担保預金の取崩等によって不良債権の顕在化を防止しながら、再び不動産価値の増大をひたすら願望するという姿勢を続けたが、結局その願望は叶わず、大口不良債権の増加によって破綻を迎えたのであった。なおこの間、旧役員が、大口貸付先に対し格別有利な取扱いをしたとか、大口貸付先から特別の利益を得た等の事情は把握できなかった。

以上の次第で、旧役員の大口債権者への貸付において経営判断の甘さがあったとの批判は免れず、倫理的に経営責任を免れないといわねばならないが、当組合破綻の引き金となった大口貸付先への貸付につき、民事上及び刑事上の法的責任追及には今までの調査では至らなかった。

以上の判断は、現時点までに当管財人が収集した資料にもとづくものである。管財人就任以来1年間という時間的制約、他の他種多様な管財業務と平行して行わざるを得なかつた能力的制約のもとでの調査・判断であるので、今後の関係機関等における調査のなかで、更に新たな資料が発見されることも考えられることから、旧経営陣に対する責任追及に関しては、当管財人らが行った調査資料を整理回収機構に引き継いだ上、旧経営陣に対する損害賠償請求権を同社に譲渡いたします。

以上